平成２７年（フ）第８１号
広島県世羅郡世羅町大字西上原232番地１
債務者　藤谷百合子
１　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所尾道支部
平成２７年（フ）第１６８号
広島県府中市鵜飼町459番地１
債務者　林　　時惠
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２７年（フ）第１８１号
広島県福山市神辺町字徳田502番地12　２
債務者　キタムラ空調設備こと　北村　文雄
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２７年（フ）第１８４号
広島県福山市駅家町大字大橋423番地16
債務者　坂本　淑子
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２７年（フ）第１８８号
広島県福山市瀬戸町大字山北386番地７
債務者　福島　奉代
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２７年（フ）第１２３号
山口県下関市豊浦町大字川棚1500番地
債務者　和田　　忠
１　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２７年（フ）第２３５号
愛媛県東温市南方2161番地１　コーポ川内７号
債務者　猿渡　光子
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
松山地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第１１１号
愛媛県新居浜市本郷３丁目２番24号、前住所愛媛県新居浜市松原町１番27号
債務者　中川　博和
１　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２７年（フ）第１８１号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1385番地１
債務者　服部　鉄也
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２７年（フ）第５７２号
熊本市南区良町３丁目９番24―107号　ライフヴィレッジ田迎Ⅱ
債務者　大堀　博一
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第５７３号
熊本市南区良町３丁目９番24―107号　ライフヴィレッジ田迎Ⅱ
債務者　ＯＫＨＯＲＩ　ＮＡＴＡＬＩＡ（通称大堀ナタリア）
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第５７６号
熊本市南区近見８丁目５番114―605号、居所福岡県宗像市田久６－９－７レオパレス虹の家105
債務者　矢草山　彰
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第２５９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17676番地４
債務者　壱岐　和美
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第３１９号
宮崎市江南１丁目９番14号、前住所宮崎市高岡町浦之名1693番地１
債務者　篠原万紀子
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第９１号
宮崎県日向市大字日知屋15029番地２
債務者　江藤　真弓
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２７年（フ）第９３号
宮崎県延岡市萩町56番地　ステーションハイツ萩　50Ｄ
債務者　河野　峰夫
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２７年（フ）第７６号
鹿児島県姶良市蒲生町上久**徳**1808番地
債務者　有馬　勇美
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２７年（フ）第９３号
広島県呉市押込５丁目11番40号
債務者　三谷　　伸
１　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部